

令和6年1月15日

## 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年9月11日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
沿岸レーダ用移動設置台の据付・調整	仕様書及び調達要領指定書のとおり	UN	1

(2) 納 期 令和6年8月30日

(3) 納 地 調達要領指定書のとおり

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

#### 3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

#### 4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年2月15日（木）10時00分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

#### 5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

## 6 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

## 7 入札の無効

### (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

### (2) 入札に関する条件に違反した入札

### (3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

### (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

### (5) 電話、電報及びFAXによる入札

### (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

## 9 その他

### (1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

### (2) 郵便入札

#### ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

#### イ 郵便入札の要領等

##### (ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

##### (イ) 送付期限

令和6年2月14日（水）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
  - a 入札書は、「沿岸レーダ用移動設置台の据付・調整」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
  - b 上記 a の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
  - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
  - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
  - イ 郵便による入札者がいる場合
    - (ア) 再度入札の実施日時
      - 令和 6 年 2 月 20 日（火） 13 時 00 分
    - (イ) 郵便入札の要領
      - a 送付期限
        - 令和 6 年 2 月 19 日（月） 17 時 00 分（必着）
      - b その他の要領
        - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
  - ア 入札に関する事項
    - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：成田）
    - 電話 0123-36-8611（内線5257）
  - イ 「据付け及び調整に関する設計書」、「試験実施要領書」等に関する事項
    - 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課総合情報班（担当：菅野）
    - 電話 03-3268-3111（内線41083）
- (7) 公告掲示場所
  - ア 掲示板
    - (ア) 島松駐屯地
    - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ
    - <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間
  - 令和 6 年 1 月 15 日～令和 6 年 2 月 15 日

調達要求番号： 3MCS2AI000 /

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
通信電子器材の据付・調整		HS-C508020	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 2年 1月16日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	補 給 統 制 本 部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊等において使用する通信電子器材（以下，“器材”という。）の据付・調整（以下，“本役務”という。）について規定する。

なお，器材名は，調達要領指定書によって指定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，GLT-CG-C000001（以下，“電子共仕”という。）による。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

##### b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）  
[防装庁（事）第3号（31.1.9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）  
[装ブ武第188号（31.1.9）]

#### 1.3.2 関連文書

関連文書が必要な場合は，調達要領指定書によって指定する。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，次によるものとし，適用の有無は，調達要領指定書によって指定する。

- a) 本役務は，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき，本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み，情報の窃取，不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策などを行うものとする。

る。

- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

## 2.2 役務内容

役務内容は、器材の機能を発揮できるように据付及び調整を行うほか、次による。

なお、内容が異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに現地据付場所を確認の上、次の事項を記載した据付及び調整に関する設計書を作成するものとする。

- 1) 作業工程表
- 2) 装置配置図及び装置間接続図
- 3) 据付調整要領

- b) 据付けは、器材の保管場所から据付け場所までの運搬、設置用架台などの取り付け、機器間配線及び室内分電盤から各装置への電源ケーブルの配線・接続を含むものとする。

なお、必要な機材及び資材などは、契約の相手方で準備するものとする。

- c) 本役務で発生した包装材の処理は、契約の相手方で処分するものとする。

## 2.3 据付対象構成品及び数量

据付対象構成品及び数量は、調達要領指定書によって指定するものとし、細部は、官側との調整による。

## 2.4 据付場所

据付場所は、調達要領指定書によって指定するものとし、細部は、官側との調整による。

## 3 品質保証

### 3.1 試験

契約の相手方は、4.1.2の試験実施要領書に基づく試験を実施するものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

#### 4.1.1 据付け及び調整に関する設計書

契約の相手方は、契約締結後速やかに据付け及び調整に関する設計書を作成し、官側の確認を受けた後、担当官に1部提出する。

なお、官側の確認先は、調達要領指定書によって指定する。

#### 4.1.2 試験実施要領書

契約の相手方は、試験実施に先立ち試験実施要領書を作成し、官側の確認を受けた後、担当官に1部提出する。

なお、官側の確認先は、調達要領指定書によって指定する。

#### 4.1.3 試験成績書

試験成績書は、電子共仕の箇条7によるものとし、試験終了後速やかに、検査官等に1部提出する。

### 4.2 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、GLT-CG-Z000001（以下、“一般共仕”という。）の箇条

5によるものとし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定する。

なお、無償貸付の申請又は官給の申し出は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行うものとし、無償貸付及び官給の時期及び場所は、官側との調整による。

#### 4.3 保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

#### 4.4 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることができる。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行うものとする。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) 駐屯地などにおける保全施設立入りの申請受付、許可などに関する事項
- e) その他契約履行に必要な事項

#### 4.5 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

#### 4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	R05093
	調達要求番号	3MCS2AI0001
	調達要求年月日	令和5年12月19日
	作成部課	北海道補給処装備計画部通信電子課
	作成年月日	令和5年12月19日
品名	沿岸レーダ用移動設置台の据付・調整	
仕様書番号	HS-C508020	

指定事項：

1 1.1 適用範囲  
器材名：沿岸レーダ用移動設置台

2 2.1 一般的要求事項  
a) は適用しない。  
b) は適用する。

3 2.2 役務内容  
標津分屯地にて解体された対象器材を宗谷通信所まで運搬し設置する。その際、設置予定場所の地盤調査（コンクリート工事含む）を行う。  
なお、細部は官側との調整による。

4 2.3 据付対象構成品及び数量

品名	数量
沿岸レーダ用移動設置台 (参考数値) 本体寸法 W10220mm×D7720mm×H4700mm	1

5 2.4 据付場所  
北部方面情報隊第301沿岸監視隊（宗谷）  
陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所  
住所 〒098-6755  
北海道稚内市大字宗谷村字大岬

6 4.1.1 据付け及び調整に関する設計書及び4.1.2 試験実施要領書  
確認先は、陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 情報課総合情報班  
計画係 3等陸佐 菅野直人  
確認先電話番号 03-3268-3111、内線41083とする。

7 その他  
契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官に提出し、承認を受ける。  
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合